

分権時代にふさわしい議会のあり方の検討について

地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権が拡大する中、地方議会は、従来の監視中心型から政策提言型へ役割の変化が強く求められており、その責任はますます重要となっています。

同時に、二元代表制の下、市民代表として選出されている議員は市民の負託にこたえるべく積極的な議員活動が求められています。

したがって、こうした地方分権時代に議会、議員が期待される役割を果たしていくには従来の枠を超えた自己改革を進めていく必要があります。

具体的には、今日まで、本市議会では市民に開かれた議会を目指し、他都市に先駆けた議会運営の改革や政務調査費の公開、費用弁償の見直しなどを積極的に進めてまいりました。

今後は、さらなる議会の改革を進め、よりわかりやすい市民に開かれた議会を目指すとともに、市政における議会権限の充実・強化を図るため、1 議会の役割の明確化、2 議会と議員の位置付けの明確化、3 必要な環境・体制整備の実施、など分権時代にふさわしい議会のあり方や議会の基本理念を検討し、議会基本条例の制定に向けた取組を進めます。

1 検討方法

議会運営をはじめとして議員の活動、身分などの幅広い調査・検討が必要なため、団長会議の下、各派代表者によって構成されるプロジェクトチームにより検討するものとします。

各会派からのメンバーの選出数は議会運営委員会委員数（自民党及び民主党が4人、公明党3人、共産党2人）と同数の13人とし、神奈川ネット及び無所属議員については、プロジェクトメンバーの了解のもと意見要望を述べることができるオブザーバー参加とします。

プロジェクトメンバーは別紙のとおりです。

2 検討期間

平成20年6月～平成21年3月